

令和 7 年 度

監査実施方針及び監査実施計画

令和 7 年 3 月 2 5 日

一関地区広域行政組合監査委員

1 令和7年度監査実施方針

一関地区広域行政組合にあっては、今後、人口減少がさらに進行する中で、一人ひとりが安心して生活できる環境を整備することが重要であり、事務の効果的、効率的な執行と住民福祉の向上に努めるとともに、SDGsの理念を踏まえて衛生事務及び介護保険事務を推進することとしている。

衛生事務については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備が重点事業に位置付けられており、環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全を図り、廃棄物を長期にわたって安定的に処理できる施設の実現に向けて取り組むこととしている。

また、介護保険事務については、介護の必要性が増す75歳以上の高齢者の増加に伴う主な課題を、要介護認定者数と介護給付費の増加、認知症者の増加に対応した支援策の充実、介護従事者の不足と捉え、持続可能な事業運営を図ることとしており、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画を、構成市町が策定する高齢者福祉計画と一体のものとして施策を進めることとしている。

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関であり、公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行い、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と組合行政への信頼確保に資することが責務であり、その役割を果たしていかなければならない。

以上の点を踏まえ監査等は、「一関地区広域行政組合監査基準」に従って次の観点を重視して行うものとする。

（1） 経済性、有効性等の視点を重視した監査等の執行と実効性の確保

当組合の事務事業について正確性、合規性はもとより効率性、経済性、有効性を重視して監査等を行う。

また、監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求める。

（2） 住民の視点に立った監査等

行財政運営に対する住民の高い関心に的確に応えるため、常に住民の視点に立って監査等を行う。

（3） 指導的機能の発揮

監査の目的を果たすため、監査等の対象組織に対して、適切に指導的機能を発揮しながら監査等を行う。

（4） 不正経理対策の確保

準公金管理を含め不適正な事務処理を防止する観点から不正経理再発防止対策及

び組合財務規則等の順守を求め相互チェック体制の強化を求める。

(5) 事務局職員の人材育成と専門性の確保

実施計画を確実に進めていくため、監査委員自らの能力向上と知識の蓄積を図り常に研鑽に努めるとともに、補助機関である監査委員事務局職員の専門的知識の蓄積と監査技術の向上を図る。

また、監査委員の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ、専門的知識を有する者の活用について検討する。

2 令和7年度監査実施計画

(1) 定期監査[地方自治法第199条第4項]

組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげているか、その組織及び運営の合理化に努めているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかを監査するもの。

① 監査の対象

財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業管理状況全般を監査するが、必要に応じて地方自治法第199条第2項に基づく、行政監査に区分される事項についても実施する。

② 監査の対象年度

令和6年度分

③ 監査の着眼点

- ア 歳入調定において、調定はその根拠となる法令等に適合しているか。また、調定に至るまでの事務処理は適切に行われているか。
- イ 現金取扱事務において、収納金や前渡資金等の管理が財務規則に沿って適正に行われ複数職員によって現金の確認がなされているか。
- ウ 収入未済金の徴収事務において、現状把握や分析が行われているか。また、関係法令等に基づき、債権区分ごとに適時適正な管理、回収が行われているか。
- エ 補助金交付事務において、補助事業の目的及び内容から補助金交付が公益上必要であるか、補助の効果が期待できるか、補助額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等について適正に行われているか。また、補助金が条件どおりに履行されているか。

オ 契約事務において、入札や随意契約の手続等がその根拠となる法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

カ 不正経理再発防止対策に基づく公金等が適切に把握され、公金等管理台帳の作成及び、定期的な確認が適正に行われているか。

キ 事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼とし、効率性、経済性、有効性等について判断する。

④ 監査の主な実施手続

別に定める。

⑤ 監査の実施場所及び日程

【別表】令和7年度年間監査計画に基づき、監査を実施する月の前月の10日までに定める。

⑥ 監査の講評

監査結果の決定の前に、原則として事務局長に対し講評を行い、弁明、見解等を聴取する。

⑦ 監査結果の取扱い

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び管理者へ報告・公表する。

なお、取扱基準の「指摘事項」及び「注意事項」に該当するものについては、当該事項を公表するほか、改善及び是正の措置を講じた旨の通知を受領したときも公表を行う。

(2) 例月現金出納検査[地方自治法第235条の2第1項]

会計管理者が行う毎月の現金の出納について、例月現金出納検査資料に基づき、現金の在高及び出納関係証憑等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正かつ正確に行われているかを検査するもの。

① 検査の対象

一般会計、特別会計及びこれらに属する基金の現金出納事務

② 検査対象の現在期日及び対象年度

実施月の前月末日現在における、前年度分又は当該年度分

③ 検査の着眼点

ア 計数の確認

イ 出納事務の確認

ウ 現金等保管状況の確認

④ 検査の主な実施手続

別に定める。

⑤ 検査の日程

監査委員条例第4条を踏まえ、【別表】令和7年度年間監査計画に基づき実施する。

(3) 決算審査[地方自治法第233条第2項]及び基金の運用状況審査[地方自治法第241条第5項]

決算審査については、決算書及び付属書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として実施するもの。

また、基金運用状況審査については、定額の資金を運用するための基金が適正に運用されているかを審査するもの。

① 審査の対象

一般会計及び特別会計の決算状況

② 審査の着眼点

ア 関係法令に準拠し調整されているのか。

イ 決算の係数は正確であるか。

ウ 予算は適正かつ効率的に執行されているか。

エ 財産の管理及び処分は適正か。

オ 資金は適正に管理され効率的に運用されているか。

③ 審査の主な実施手続

監査実施時に別に定める。

④ 審査の日程

【別表】令和7年度年間監査計画に基づき審査を開始する月までに定める。

(4) 財政援助団体等監査[地方自治法第199条第7項]

補助金等により財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び地方自治法第244条の2の規定により公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査するもの。

① 監査の対象

組合が財政的援助を与えている団体及び公の施設を管理している指定管理者の中から選定する。

② 監査の着眼点

監査実施時に別に定める。

③ 監査の主な実施手続

監査実施時に別に定める。

④ 監査の実施場所及び日程

監査実施時に別に定める。

(5) 行政監査[地方自治法第199条第2項]

監査委員が必要があると認めるときに、組合の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時にテーマを選定し監査するもの。

① 監査の対象

組合の事務執行の中からテーマを選定する。

② 監査の着眼点

監査実施時に別に定める。

③ 監査の主な実施手続

監査実施時に別に定める。

④ 審査の実施場所及び日程

監査実施時に別に定める。

(6) 随時監査（工事監査）[地方自治法第199条第5項]

監査委員が必要があると認めるときに、対象となった工事の関係書類の提出を求め、必要に応じて工事内容の説明と現地確認を実施する。

① 監査の対象

監査実施時に別に定める。

② 監査の着眼点

監査実施時に別に定める。

③ 監査の主な実施手続
監査実施時に別に定める。

④ 監査の実施場所及び日程
監査実施時に別に定める。

3 年間監査計画

監査等を効果的、効率的に実施するため【別表】令和7年度年間監査計画により行う。